

令和4年3月16日

施設長各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
健保担当理事 倉岡 隆

新型コロナウイルス感染症に係る
二類感染症患者入院診療加算の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より医師会会務にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたので、お知らせ致します。

令和4年3月9日

郡市医師会社会保険担当理事 殿

神奈川県医師会

理事 渡辺 雄 幸

理事 石井 貴 士

**新型コロナウイルス感染症に係る
二類感染症患者入院診療加算の取扱いについて**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和4年2月17日付にて「診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）」が
発出され、まん延防止等重点措置期間は、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、
電話診療やオンライン診療により新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、
1日につき1回、二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数（5
00点）が算定できることが示されました。

本取扱いについては、どの時点から算定可能か日本医師会に確認し、先般通知させて
いただきました令和4年2月17日付「外来診療における救急医療管理加算1」と
同様に、医師が確定診断を行った日（初診）から二類感染症患者入院診療加算が算定
可能となります。

なお、算定要件は①保健所等から健康観察に係る委託をうけているもの又は②「診
療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものとな
っており、神奈川県では、①は「地域療養の神奈川モデル委託医療機関」②は「県H
Pに発熱診療等医療機関として公表している医療機関」と整理されておりますのでご
留意ください。（詳細は県HPをご確認ください）

つきましては、貴会会員への周知につきましてご協力お願いいたします。

【事例】

1. 初診時における算定について

臨時的取扱いで算定が認められている電話等による初診料 214点（保険扱い）

+

二類感染症患者入院診療加算 250点×2＝500点（公費扱い）

1. 初診時における算定について

臨時的取扱いで算定が認められている
電話等による初診料

（保険扱い）



確定診断



二類感染症患者入院診療加算

（公費扱い）

※二類感染症患者入院診療加算についてはレセコンによってコードが異なる可能性があります



2. 二回目以降の診療を行った場合の再診時における算定について

臨時的取扱いで算定が認められている電話等再診料73点（公費扱い）

+

二類感染症患者入院診療加算250点×2=500点（公費扱い）

※電話等再診料の取扱いについては新型コロナウイルス感染症の診療以外は含まれません

※二類感染症患者入院診療加算についてはレセコンによってコードが異なる可能性があります

神奈川県医師会保険医療・学術課 椿、深澤 〒231-0037 神奈川県横浜市中区富士見町3-1 TEL 045 - 241 - 7000(代) FAX 045 - 241 - 1464

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 66)
(抜粋)

令和4年2月17日 臨時的な取扱い (66)

問1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者 (以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。) に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置 (以下「重点措置」という。) を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する保険医療機関であつて、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」 (令和3年9月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その12)」 (令和2年4月18日厚生労働省保険局医療課事務連絡) の別表2に示されている二類感染症患者入院診療加算に相当する点数の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 重点措置を実施すべき期間とされた期間において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、上記の医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その10)」 (令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡) の1に示すA000初診料の注2に規定する214点、あるいは、電話等再診料を算定した場合にも、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回、二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数 (500点) を算定できる。ただし、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その54)」 (令和3年8月16日厚生労働省保険局医療課事務連絡) に示す二類感染症患者入院診療加算 (250点) は併算定できない。なお、この取扱いは、本事務連絡 (新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その66)) の発出日以降適用される。

①地域療養の神奈川モデル委託医療機関

②県HPに発熱診療等医療機関として公表している医療機関

